

判例研究

事故発生までの約三か月間通勤用に借用されていた加害車両が、自動車総合保険契約の他車運転危険担保特約条項二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」に該当するとして、同特約に基づく保険金請求が認められなかった事例

〔商法四三七〕

〔判示事項〕

「他車運転危険担保特約条項二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」とは、あくまでも使用の形態からみて日常的に使用しているか否か、また、それが個別的、一時的な使用許可ではなく、包括的な使用許可に基づくものであるか否かの観点から判断すべきであり、その使用状況に照

東京高判平成一三年四月一〇日 東京高裁平一二（ネ）第六二四六号損害賠償請求控訴事件 取消（確定）
判例時報一七六一号七九頁、判例タイムズ一〇二号二五四頁、交通事故民事裁判例集三四卷二号三三三頁、原審東京地判平成一二年一月六日、東京地裁平一一（ワ）第八六一四号、判例時報一七六一号八三頁、交通事故民事裁判例集三三卷六号一八一二頁

らして、事実上所有しているものと評価し得るほどの支配力を及ぼしていることを要すると解するのは相当ではなく、三か月間本件ミニキャブを通勤用に借用していた場合、同条項にいう「常時使用する自動車」に該当する。

〔参照条文〕

商法六二九条、自動車総合保険約款他車運転危険担保特

約条項二条。

〔事実〕

Y₁ (第一審被告) は塗装業を営む Y₂ (第一審被告) のもとで平成九年二月一日から働くようになった。Y₁ は自家用小型貨物車 (以下「Y₁ 車両」という) を所有していたが、Y₁ 車両を中古自動車販売店 A に売却し、平成九年二月三日、B に名義を移転した。そのため Y₁ は、その後の通勤には、知人から借用していたトヨタマーク II などを使用していた。平成九年四月頃に Y₂ が自己の所有する二トントラック一台、ハイエース一台のうち、ハイエースを友人 C に売却し替わりに自家用軽四輪貨物車 (加害車両。以下「本件ミニキャブ」という) を C から入手してからは、Y₁ は Y₂ から本件ミニキャブを通勤用に借用し、これを毎日の通勤に使用していた。本件ミニキャブは平成九年一月八日で車検切れとなるので、Y₂ は、本件ミニキャブの車検が切れたら、廃車にするつもりでいたため、名義変更もせず、任意保険にも加入していなかった。

Y₁ は、本件ミニキャブを通勤用に使用し始めてから約三か月後の平成九年七月八日の午後九時二〇分頃、本件ミニキャブを運転中、S 県 K 市の路上において、財布内からメモ用紙を探し出すことに気を取られ、道路左端を同一方向

に進行していた X (原告・被控訴人) が乗っていた自転車に、本件ミニキャブの前面を衝突させ、X を路上に転倒させた (以下「本件事故」という)。X は、本件事故により、頭部外傷後遺症、外傷性くも膜下出血、外傷性硬膜下水腫、脳挫傷等の傷害を負い、D 医科大学付属病院に搬送された。X は、同病院において平成九年七月八日から同年十一月二日まで入院治療を受け、同日から E 病院に転院し、さらに平成一〇年三月三十一日までの合計二六七日間の入院治療を受け、同日、歩行傷害、腰痛、四肢拘縮及びそれに伴う上下肢の関節可動域制限の後遺障害が残存し、症状が固定した旨の診断を受けた。そして、自動車保険料率算定会 (当時。現、損害保険料率算出機構 大宮調査事務所)において、この後遺障害が自賠法施行令二条別表の後遺障害等級表第一級三号 (当時。現、別表第一第一級一号) にいう「神経系統の機能障害又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの」に該当する旨の事前認定を受けた。ところで、Y₁ は、Y₃ 任意保険会社 (第一審被告・控訴人) との間で、次のような自動車総合保険契約 (PAP)。以下「本件保険契約」という) を締結していた。

①被保険自動車…Y₁ 車両。

②保険期間…平成八年一〇月一四日から平成九年一〇月

一四日まで。

③ 保険金額・対人無制限。

本件保険契約には、他車運転危険担保特約（以下「本件特約」という）が付帯されていた。

第一番においては、第一に、Xの損害額、第二に、Y₁車両の譲渡後においても本件特約は適用されるか、第三に、Y₁車両の譲渡後に本件特約の適用があるかが争点とされたが、同判決（東京地判平成一二年一月六日判時一七六一号八三頁、交民集三三卷六号一八一二頁（以下裁判例⑦という））は、Y₃の保険金支払義務を認め、Y₁、Y₃に対するXの請求を一部認容した。第二点については、Y₃の、本件特約条項七条二項の適用は被保険自動車を譲渡した後三〇日間に限定されるとする主張に対し、「……、被保険自動車が譲渡されても、保険契約者が、本件保険契約上の権利義務を自動車の譲受人に譲渡する旨を書面で保険会社に通知して承認の請求をし、保険会社がこれを承認した場合を除いて、本件保険契約上の権利義務は被保険者に留保されることになるから（一般条項第五条一項）、一定期間経過後は本件特約が適用されないとすれば、被保険者に酷となり（保険会社は、保険料を徴収しながら、被保険者に保険契約による利益を与えないことになる。）不当であること

は明白である。」として退けた。また、第三点については、「……、『常時使用している場合』とは、被保険者やその家族が、その使用状況に照らして、事実上所有しているのと同程度の支配力を及ぼしている」と評価できる場合を指すものと解するのが相当である。」と述べ、「使用期間は長く使用頻度も高いものの、結局、それだけにとどまるものであって、使用目的が限定されておらずその裁量が広範に認められていたとか、使用期間も無制限であったとか、維持管理をY₁が行っていたなどの事情を認めるには足りないから、事実上所有しているのと同程度の支配力を及ぼしている」と評価するにはなお足りないというべきである。」と判断し、本件ミニキャブの「常時使用する自動車」への該当性を否定した。これに対し、Y₃のみが控訴し、Y₁、Y₂に対する認容部分は確定した。本判決は次の「判旨」を述べ原判決中のY₃敗訴部分を取消しXのY₃に対する控訴請求を棄却した。

〔判旨〕

「2 『常時使用する自動車』の解釈

本件特約は、保険契約者等が臨時に被保険自動車以外の自動車を運転中に起こした事故についても、一定の要件のもとに、本件保険契約の担保の対象とするものである。

本件特約二条は、まず保険契約者等が『所有する自動

車』を本件特約における『他の自動車』から除外しているが、この『所有する自動車』には一年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車が含まれている。同条は、更にこれを補充するために、保険契約者等が『常時使用する自動車』を『他の自動車』から除外している。

一年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車が『所有する自動車』として除外されていること、本件特約は被保険自動車以外の自動車を臨時に運転中に起こした事故を対象とするものであることからすると、この『常時使用する自動車』には、一年に満たない期間であつても一時的に借り入れたと評価できない程の期間の貸借契約により借り入れた自動車であつて、その貸借期間中は借主において通常の使用方法により自由に使用することができるものを含むと解するのが相当である。この場合、『常時使用』という文言からみても、その使用状況に照らして、事実上所有しているものと評価し得る程の支配力を及ぼしていることを要すると解するのは相当ではなく、あくまでも使用の形態からみて日常的に使用しているか否か、また、それが個別的、一時的な使用許可ではなく、包括的な使用許可に基づくものであるか否かの観点から『常時使用する自動車』に該当するか否かを判断すべきであると解するのが相

当である。

3 ……認定事実によれば、 Y_1 は本件ミニキャブを本件事故発生までの約三か月間 Y_2 から通勤用に借用していたものと認められ、その期間中は貸主である Y_2 の包括的な使用許可により、 Y_1 において通常の使用方法により自由に本件ミニキャブを使用することができたものと認められ、また、三か月という借用期間は一時的ないし臨時という概念を越えるものであるから、本件事故において本件ミニキャブは『常時使用する自動車』に該当すると判断するのが相当である。」

〔研究〕

判旨に反対する。

一 本件は、本件ミニキャブが本件特約条項二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」に該当するか否かが争われた事案である。「常時使用する自動車」の解釈と、いかなる事実をもってそれへの該当性を満たすものと認めるかという「常時使用する自動車」への該当性の判断基準が議論の中心となったものである（「常時使用する自動車」の意義に関しては、以下に引用するもの他、山野嘉朗「他車運転危険担保特約における自動車の『常時使用』の意義」別冊・自動車保険ジャーナル三号八頁以下（一九九九

年)、同「他車運転危険担保特約に関する判例動向」変革期の自動車保険研究・日交研シリーズA—二九六・五一五頁以下(日本交通政策研究会、二〇〇一年)がある。以下これらの点に絞って論じる。

二 本件特約、すなわち、他車運転危険担保特約とは、記名被保険者、その配偶者(内縁を含む。以下同じ)または記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族が、自ら運転者として運転中の「他の自動車」を被保険自動車とみなして、PAPの場合は、被保険自動車に付保されている対人賠償保険、自損事故保険、対物賠償保険、無保険車傷害保険の四つの担保種目について、「他の自動車」に対しても保険適用対象を拡張して適用するというものである(三条・四条・五条)。「他の自動車」とは、本件特約条項二条において、①被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族が所有する自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および一年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む)以外の自動車であって、②その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車または自家用軽四輪貨物車であるもののうち(同条本文)、③記名被保険者、その配偶者または記名被保

険者もしくははその配偶者の同居の親族が常時使用する自動車を除いたもの(同条ただし書き)、と定義されている。

問題は、本件特約条項二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」と二条本文との関係である。すなわち、「常時使用する自動車」は、被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族が「所有する自動車」を補充するものなのか、それとも「所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および一年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車」を補充するものなのかということにある。

本件特約は、自動車運転者損害賠償責任保険が昭和四三年五月一日に認可されたことに合わせて同年五月二二日に認可された非所有自動車損害賠償危険担保特約がその嚆矢であり、車一台を所有する人が何らかの必要で他人の車を運転する場合においても、非所有者がドライバーとなる点ではペーパードライバーが自動車を運転する場合と異ならないことから他人の自動車を運転する場合と非所有者がドライバーとなる場合との均衡を維持し被害者保護と加害者保護とを同時に実現するために創設されたものである(西嶋梅治「他車運転条項」石田満編集代表・田辺康平先生選歴記念『保険法学の諸問題』一八〇頁(文真堂、一九八〇

年)、鴻常夫編集代表『註釈自動車保険約款(下)』二〇六頁(西嶋梅治・筆)(有斐閣、一九九五年)。加えて、自動車保険はその危険を特定する必要上、自動車一台を引受け単位とし、一台ごとに担保種目、保険金額、保険期間等の契約条件を定めて締結し、自動車一台ごとに一保険証券が発行されるといういわゆる自動車特定主義が採用されている(西嶋・前掲論文一八〇頁)。さらに、本件特約の適用条件を定める本件特約条項一条は、二項三号において、被保険自動車の「所有者」を、原則的に「被保険自動車を所有する者」と定めている。このようなことに鑑みれば、「他の自動車」(本件特約条項二条本文)の定義は、まずは「所有」の概念を要素に構成され、それを補完するために、同条項二条括弧書きの「一年以上の期間の貸借契約による借入自動車」等と同条項二条ただし書きの「常時使用する自動車」とが明記されたと考えるのが妥当であろうし、条文の構成からもこのように解するのが素直である。

実質的に考察すれば、任意自動車保険契約の保険料の支払は保険者が被保険自動車について予測される保険事故発生(引受け)の危険を引受けたことに対する対価であることおよび本件特約が割増保険料を徴さずに保険保護を与えるものである(名古屋地判平成二年二月二八日判時一三七九号八八頁)。

中西正明「判批」判評三九九号四〇頁(判時一四一二号一八六頁)(一九九二年)いわばサービシ的な特約であること(名古屋高判平成二年一月二八日判時一三七九号八五頁、石原全「判批」私法判例リマックス二一号・法律時報別冊一〇五頁(二〇〇〇年))から、「他の自動車」を使用して事故を惹起した場合に本件特約により保険保護が与えられるのは、他の自動車の使用による危険が被保険自動車について想定された危険性の範囲内にとどまるものと評価される限度においてである(鳥取地判昭和五三年六月一二日交民集一二巻五号一二三二頁(以下裁判例①という))。同旨、函館地判平成元年七月二二日判時一三二五号一三三三頁(以下裁判例③という)、大阪地判平成一〇年一月二七日交民集三一巻一号八七頁(以下裁判例⑤という)、名古屋高判平成一五年五月一五日週刊自動車保険新聞一八四七号(二〇〇三(平成一五)年六月一日付)二面(以下裁判例⑧という)。加瀬幸喜「他車運転転危険特約」自動車保険の法律問題・金商別冊三号一五三頁(一九九一年)、石原・前掲「判批」一〇五頁。

とはいえ、支払保険料とその対価としての危険の引受けという実質的観点から、「一台一保険料の原則」を重視し他の自動車の使用状況が「一台一保険料の原則」を潜脱し

ていると評価され得るか否かをことさらに強調するのは妥当ではない。すなわち、「一台一契約の原則」を重視すれば、被保険自動車に想定された危険性の範囲を基礎にして他の自動車の使用による危険性がそれを逸脱するか否かを

判断するというアプローチを採らず、被保険自動車の使用状況と他の自動車の使用状況とを総合的に判断して、「一台一保険料の原則」を潜脱しているか否か、つまり、「常時使用する自動車」に該当するか否かを結論づけることになると思われる。そうだとするとたとえば、被保険自動車を修理に出しているケースでは、被保険自動車については予測される保険事故発生の危険は考慮しなくてもよいので（自動車修理業者等は賠償責任条項の「被保険者」に当たらない〔同条項三条一項三号ただし書き〕。これらの業者のリスクは整備受託自動車保険特約等によりカバーされる〔『二〇〇二年版家用自動車総合保険の解説（SAP）』（以下『SAPの解説』という）三三三頁（保険毎日新聞社、二〇〇二年）〕、「一台一契約の原則」の潜脱という問題は起り得ないことになり、したがって、代車を長期間に渡ってどのように使用していたとしても、「常時使用する自動車」に該当する場合は理論上一切認められないという結論を導くことになるが、この結論は先に述べた自動車特定

主義の建前に反することになると考えられる（なお、本件特約の属性については、さしあたり大塚英明「判批」日本交通法学会編『人身賠償・補償研究一卷』四一頁以下（判例タイムズ社、一九九一年）を参照）。

次に、本件特約条項二条ただし書きにいう「常時使用する自動車」の補完関係については、本判決は、「本件特約二条は、……この『所有する自動車』には一年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車が含まれている。同条は、更にこれを補完するために、保険契約者等が『常時使用する自動車』を『他の自動車』から除外している。」と述べ、一年以上の期間の借入自動車を「更に……補完するために」「常時使用する自動車」が他の自動車から除外されていると解しているようであり、「他の自動車」概念の補完の補完を認めて保険者の免責を導くことになるので、妥当ではない。したがって、「……この『常時使用する自動車』には、一年に満たない期間であっても一時的に借り入れたと評価できない程の期間の貸借契約により借り入れた自動車であって、その貸借期間中は借主において通常の使用方法により自由に使用することができるものを含むと解するのが相当である。」と説示している点については、むしろ原判決の裁判例⑦のように、「常時使用する自動車」

は「他の自動車」から除外される「被保険者やその家族等が所有する自動車」を補完するもの、すなわち、「……『常時使用している場合』とは、被保険者やその家族が、その使用状況に照らして、事実上所有しているのと同程度の支配力を及ぼしていると評価できる場合を指すものと解するのが相当である。」と理解すべきであろう(山野嘉朗「本件判批」判タ一〇六四号五四頁(二〇〇一年)も基本的に裁判例⑦を支持する。出口正義「判批」ジュリスト一〇二八号二〇五頁(一九九三年)、今井薫「判批」損害保険判例百選(第二版)・別冊ジュリスト一三八号一四五頁(一九九六年)も裁判例⑦に近い立場と思われる。しかし、石田満「本件判批」損害保険研究六三巻三号一九九頁(二〇〇一年)、山口裕博「本件判批」判評五二一号二三頁(判時一七八二号一九三頁)(二〇〇二年)、新澤桂子「本件判批」自動車保険研究六号一八五頁(二〇〇二年)は反対する)。東京地判平成一二年二月九日判時一六八四号一〇四頁(以下裁判例⑥という)も、「……、被保険者やその家族が常時その使用に供し、自由に支配している自動車については、たとえば被保険者らの所有車でなかったとしても、一台一契約の原則にしたがって、被保険自動車とは別に保険を付すべきであることから、被保険者らが所有す

る場合に準ずる場合として、いわば、①の要件(「被保険者やその家族が、その被保険自動車以外の自動車を所有している場合」―執筆者註)を補完する趣旨で設けられたものと解するのが相当である」判示している。

さらに、本判決は、「あくまでも使用の形態からみて日常的に使用しているか否か、また、それが個別的、一時的な使用許可ではなく、包括的な使用許可に基づくものであるか否かの観点から『常時使用する自動車』に該当するか否かを判断すべきであると解するのが相当である。」と説示しているので、「常時使用する自動車」の概念を、使用形態からみて包括的な使用許可に基づいて日常的に使用する自動車と解していると思われる。本判決の特異性は、このような「常時使用」性の判断過程にある。しかし使用形態からみて、許容されたいだらう使用期間・目的・裁量の範囲等を推認するという本判決のアプローチは、本件のように、許容されていた使用期間・目的・裁量の範囲等が真偽不明の場合に、結果的に保険金請求権者側に一方的に不利な結果を導くことになり、この点でも妥当ではない。

三 それでは、「常時使用する自動車」への該当性の判断要素は何に求めるべきであろうか。

「常時使用する自動車」という概念が「所有する自動車」

という概念を補充するものであって、事実上所有しているのと同程度の支配力を及ぼしていると評価できる場合を内容とするとしても、それから一義的な判断基準が導かれるものではなく、複数の要素をもって総合的に「常時使用」性の有無を判断せざるを得ないであろう。裁判例⑦は、明確ではないが、使用期間の長さ、使用頻度の高さ、使用目的の範囲や裁量の広さ、維持管理の負担（この負担は所有の意思の兆表として捉えていると理解することも可能であろう）を要素に判断するようである。裁判例③が、使用上の裁量の程度、使用目的、使用期間、使用頻度・回数を経合的に勘案するという判断の枠組みを示して以来、裁判例⑥⑧や後掲の裁判例②④においてはそれらの要素を勘案して「常時使用」性を判断しているといえよう。

これらの判断要素に関して、使用目的の他にあるいはまたは使用目的とは別に、「反復、継続して運転する意思」、「使用を継続する意思」を新しく判断要素とする裁判例（前橋地判昭和五九年三月三〇日自動車保険金請求訴訟事件判決集六号五八頁（以下裁判例②という）、裁判例⑤）もある。これらの裁判例は、「反復、継続して運転する意思」、「使用を継続する意思」を、使用目的に加えてあるいはまたそれに替えて、事実上所有しているのと同程度の支

配力があるか否かの判断要素として取り入れていとも考えられる。とはいえ、使用上の裁量の程度、使用目的、使用期間内の使用頻度、回数、時間等の諸事情を他車の所有意思の有無の判断要素と位置づけ、「常時使用」性を結論付けるといふ判断のあり方は妥当ではないといふべきであつて（和根崎直樹「他車運転危険担保特約」金澤理Ⅱ塩崎勲編「裁判実務大系二六巻・損害保険訴訟法」四二六頁（青林書院、一九九六年）、客観的な状況から事実上の所有の有無を直接判断すべきである（山野・前掲「本件判批」五三頁）。たとえば、東京地判平成三年一月一八日交民集二四巻一号五六頁（以下裁判例④という）は、事故後に警察官に対し購入した車である旨供述したことを認定し、事故発生車には夜間使用するという制限があったものの、原告に事故発生車に対する「所有意思」を認めて、常時使用する自動車の該当性を肯定しているが、妥当ではない。学説上は、「常時使用する自動車」への該当性の判断要素については見解の明確な対立はないように思われる（なお、山野・前掲「本件判批」五三頁はこの判断要素に限定してではないが、二つの学説を紹介している）。「常時使用」性は本件特約条項二条本文の何を補充するものかという議論の中心となり得ても、「常時使用する自動車」への

該当性の判断要素については、基本的には、「使用頻度だけでなく、その自動車に対する事実上の支配関係、使用のたびごとに他の自動車の所有者の許可を要したのかそれとも包括的な使用許可が与えられていたかどうか等の事情を考慮に入れた上で個別的に判断すべきであ」って(鴻編集代表・前掲書二二頁(西嶋・筆)。石田満『保険判例の研究 I』三一四頁(文真堂、一九九五年)、前掲『SAP の解説』二二頁。なお、西嶋・前掲論文一八六頁も参照)、「使用期間、使用回数、使用目的、使用場所、許容された使用裁量の程度を総合的に判断すべきである」(和根崎・前掲論文四二五頁。林靖「他車運転危険担保特約の検討」岩原紳作||神田秀樹編『商事法の展望』五六八―五六九頁(商事法務研究会、一九九八年)という点においては、大きな差異はないと思われるからである。

四 最後に、事故車両の実際の使用期間の長短と「常時使用」性についての裁判例の動向を探り、三か月間通勤で使用していた本件ミニキャブを「常時使用する自動車」に該当すると判断した本判決の問題点を検討する。

裁判例①は、会社の従業員 A に勤務終了後その自宅まで送ってくれるように依頼された会社の被用者 X (会社のバス営業課所属の操車係) が、自己所有の自動車で送ろうと

したところ、その自動車の前に停めてあった他の車が邪魔になって出せなかったので、許諾を得て会社の自家用自動車に A を乗車させて運転中に事故を惹起させたという事案に対し、「……、本件事故時には、自己所有の被保険自動車を運転すべきところ、その使用に不慮の障害が生じたため、その代替として一時的に本件自動車を使用したにすぎないものと認められる」と述べ、「常時使用」性を否定した。

裁判例②は、昭和五十七年三月から同年五月二八日の本件事故時までの間に、事故時の運転を除くと、約二回程度ドライブしたことがあり、事故当日改造車である本件事故車を売却するため依頼されて給油所の昼休み(約一時間)の間に修理工場まで同車の運転をしたところ、本件事故が発生したという事案に対して、「本件事故がなかった場合、更にその後も同車を運転する可能性は極めて乏しいと推認される」として、常時使用する自動車ではない、と判示した。

裁判例③は、本件自動車をそのキー二個とともにその所有者から引渡しを受け、その際、「運転を頼む。」といわれたのみで、使用目的その他使用上の限定や制約の注文を一切言い渡されず、引渡しを受けてから本件事故時までの約

八〇日余の期間、毎日の通勤および業務の遂行に使用する他、自己の必要のまま、多数回これを自分ひとりで乗り回して使用していたという事案に対して、本件自動車について、許容された使用上の裁量の程度が自己所有車両の如く広範なものであること、本件自動車を自己の通勤や会社業務の遂行、その他家族や自分個人の使用目的に供し、本件事故時までの約八〇日間余の長期間使用し、かつ、その使用頻度・回数は、毎日の通勤等極めて多数回に及んだものといえること等を認め、本件使用が「常時使用」に当たると判断した。

裁判例④は、平成元年三月一日日から、事故発生車を夜間使用することで使うようになり、その後は機会があれば運転し、夜間ドライブを楽しんでいたところ、同年同月二二日（八日間使用後）に本件事故を発生させたという事案に対して、使用上の裁量の程度は広く、使用目的は自由であり、使用期間内における使用頻度、回数、時間の諸事情を総合すると、事故発生車に対する所有意思が認められる、と述べて、「常時使用」性を認めた。

裁判例⑤は、本件自動車を平成七年四月中旬から事故当日（平成七年一日）まで（七〇日程度の間）日常的に使用し、内縁の妻の居住近くの道端に駐車させ、運転席のドア

キーの交換と、ドアキーおよびエンジンキーの双方を保管し、また、タイヤも自費で交換する一方で、自己所有車両は実家に預けたまま使用していないという事案に対し、「使用を継続する意思」を認め、一時的使用ではないとして、「常時使用」性を肯定した。

裁判例⑥は、修理業者から借受けた他車を運転中に事故を惹起させたという代車の事案に対して、他車の処分権はなく、使用権限も当初から限定されており、実際の使用期間も借受けてから本件事故発生までの二週間足らずに過ぎないという事情から、事実上の所有と評価し得ないとして、「常時使用」性を否定した。

裁判例⑦は、約三か月間という長期間にわたり通勤に使用していたが、使用目的が限定されておらずその裁量が広範囲に認められていたとか、使用期間も無制限であったとか、維持管理行っていたという事情が認められないことから、「常時使用」性を否定した。

裁判例⑧は、特に返却期限の定めをしないで、本件車両およびキー一本を引き取り、近所への買い物に三回程度使用したほか、自宅から七、八キロメートル離れた勤務先への出勤に使用したこともあったという事案において、本件車両を借りて本件事故を起こすまでの期間は一週間であっ

て実際の使用期間は長いとはいえないが、この間少なくとも四、五回程度は本件車両を運転しており、その使用頻度は上記使用期間に照らすと必ずしも低いものではなく、本件事故を起こさなければその後も相当期間本件車両の使用を継続したものと予想され、近距離とはいえない勤務先に通勤に使用したことがあることや、本件車両は被保険自動車に代えて使用したという関係にないから、被保険自動車の使用と本件車両との使用は完全に並存し得たので、本件車両の使用は被保険自動車の使用について予測される危険の範囲を逸脱したものと評価せざるを得ないとして、「常時使用」性を認めた。

まず、代車使用中の事故という典型的な事案（裁判例⑥）は、使用期間が短く使用目的も限定されており使用量の範囲も限定されていて実際の使用状況もこれらと一致する場合であるといえる。問題は、許容された使用期間・目的・裁量の範囲等と実際の使用状況とが異なる場合である。この点、事故車両の実際の使用期間の長短（裁判例③ 〓八〇日余、裁判例④ 〓八日間、裁判例⑤ 〓七〇日程度、裁判例⑧ 〓一週間）は重要な判断要素ではないと考えられる。使用目的が無限定で使用裁量の範囲が広い場合に、さらに使用期間が無限定であれば、実際の使用期間は相当長

期にわたる可能性が高いのだが、たまたま事故が使用後間もなく発生すれば実際の使用期間も短くなるからである（裁判例⑧も同旨）。偶然の事情を「常時使用」性の有無の判断要素に加えるべきではない（これに対し、山野・前掲「本件判批」五三―五四頁は三か月間の通勤の使用という事実から、事実上所有していたと解する余地があるという）。実際の使用状況として短期間であっても、許容された使用期間・目的が無限定でかつ使用裁量の範囲が広汎である場合は、実際の使用状況を、事実上所有しているのと同等の支配力を及ぼしていると評価し得るのではないか。

つまり、事実上所有者の地位に就いているに等しいと思われる。しかし、本件は、事故発生時までの約三か月間借用していたのであるが、それだけでは「常時使用」性を判断することは困難である。許容された使用期間・目的が無限定でかつ使用裁量範囲が広いかどうか、「常時使用」性を認めるか否かのポイントとなるであろう。この意味において、「常時使用」性の有無の判断基準として、「被保険者に許容された使用上の裁量の程度」が重要であるというの

は正当である（出口・前掲「判批」二〇五頁参照）。
本判決は、「 Y_2 が Y_1 に本件ミニキャブを通勤用に使用させる一方で、 Y_2 自身も必要に応じて本件ミニキャブを使用

していたとの事実を認めることはできない」ことから、 Y_1 において、三か月「の期間中は……包括的な使用許可により、……通常の使用方法により自由に本件ミニキャブを使用することができたものと認め」、さらに、たまたま事故が発生して定まった約三か月という実際の使用期間を基礎に、「三か月という借入期間は一時的ないし臨時という概念を超える」と述べて、「常時使用」性を肯定した。しかし、本件においては、許容された使用期間・目的、使用裁量の範囲に関する認定はなされておらず、使用状況としても、通勤用以外の日常的な使用や維持管理についての認定はなされていない（原判決である裁判例⑦も、常時使用の状況・実態についての事情を認めるに足りないという）。実際の使用状況（実際の使用期間・目的・裁量の範囲）と許容された使用内容（許容された使用期間・目的・裁量の範囲）とが常に一致するのであれば、実際の使用状況（たとえば、 Y_2 が Y_1 に本件ミニキャブを通勤用に使用させる一方で、 Y_2 自身も必要に応じて本件ミニキャブを使用していたという事実を認めることはできないこと）から許容された使用内容（たとえば、 Y_1 は Y_2 から包括的な使用許可により自由に本件ミニキャブを使用することができたということ）を導くという本判決の立場は理解できるのであるが、

しかし両者は必ずしも一致するわけではないのである。にもかかわらず、実際の使用状況から許容された使用内容を認める点で、本判決には問題がある。むしろ、「常時使用」性の判断は、実際の使用状況と許容された使用内容とを総合的に勘案して判断すべきではないかと思う。

肥塚 肇雄

〔附記〕 脱稿後、武知政芳「本件判批」私法判例リマークス二七号・法律時報別冊九六頁以下（二〇〇三年）に接した。